

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

### 「見える化」要件

#### ●介護職員等処遇改善加算の取得状況について

新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンディライオン通所リハビリ</li> <li>・プラタナス(短期入所含む)</li> <li>・リバーサイド(短期入所含む)</li> <li>・桃花苑(短期入所含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双樹苑(短期入所含む)</li> <li>・ダンディライオン(短期療養含む)</li> <li>・リバーサイドデイサービス</li> <li>・桃花苑デイサービス</li> <li>・こぶしの里(短期入所含む)</li> </ul>

#### ●当法人における処遇改善に関する職場環境等要件の具体的取組につきまして、以下のとおり公表します。

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</li> <li>・職業体験の受入れの実施</li> </ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援等</li> <li>・研修の受講</li> </ul>
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実</li> <li>・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</li> <li>・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</li> </ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li> <li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等</li> </ul>

生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り機器等の介護ロボット(ナースコール連動ベッド)やセンサー等の導入</li> <li>・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳など)等による役割分担の明確化</li> <li>・整理・整頓・清掃・清潔等の実践による職場環境の整備</li> <li>・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</li> </ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善等</li> </ul>

### 介護職員等処遇改善手当について

- ① 処遇改善手当は、介護保険法で定められた一定の要件に合致する職員に対して、一時金として支給する。
- ② 1項とは別に、法人が定める一定の要件に合致する職員に対して、介護報酬の受給額に応じて毎月支給する。
- ③ 介護保険法の改定により、介護職員処遇改善加算等が廃止された場合は、この手当の支給を廃止する。

### 旧介護職員処遇改善手当相当分の支給について

● 特養・短期入所施設・老健・通所施設の派遣及び委託職員以外の正規雇用する介護職員を対象とし、旧介護職員処遇改善手当相当分として、昇給、賞与昇給、新設手当及び手当の増額等により支給し、不足分については、一時金等により支給する。

## 旧特定介護職員処遇改善手当相当分の支給について

派遣及び委託職員以外の正規雇用する全職員を対象とし、旧特定介護職員処遇改善手当相当分として、昇給、賞与昇給、新設手当及び手当の増額等により支給し、不足分については、下記に該当する職員に対して、法人内のルールに則って手当を毎月支給することとする。

### ※賃金改善を行う職員の範囲

A ①福祉施設等での勤務年数が6年から7年以上及び、介護フロア主任等の経験がある介護福祉士

② ①のうち日勤業務が主体の介護職員

B ③ ①②以外の介護職員

④ ③のうち日勤業務が主体の介護職員

C ⑤ 年収440万円以上の介護職員以外の職員は対象外

居宅介護支援及び地域包括支援の職員については、法人負担により毎月支給する

※非常勤職員は、勤務時間数により算出する

※休業及び産休等を取得している職員は、復帰後から、勤務時間数により算出する

※支給額の算定については、A①を1とした場合、A②は0.9、Bは0.5、Cは0.25とする。

## 旧介護職員等ベースアップ等支援及び増加分手当相当分の支給について

派遣及び委託職員以外の正規雇用する全職員に対して、旧介護職員等ベースアップ等支援手当相当分として賞与時に合わせて不足分を支給する。

※支給額の算定については、夜勤業務がある介護職員を1とした場合、日勤のみの介護職員は0.9とし、以外の職員は0.5とする。(居宅介護支援及び地域包括支援の職員は法人負担により支給する)